

決算審査特別委員会会議録
(一般会計)

(令和2年9月16日)
[第3日]

審査内容

議案第 63 号 平成 31 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書	4
総括質疑	13

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	川下 武則	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	久保 繁幸	委 員	田川 浩
委 員	竹下 泰信	委 員	松崎 近
委 員	西田 辰実	委 員	山口 一生
監 査 委 員	待永るい子	事 務 局 長	今田 徹
書 記	針長 俊英		

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	毎原 哲也
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	田中 照海
会 計 課 長	山崎 浩二	財 政 課 長	西村 正史
企 画 商 工 課 長	西村 芳幸	建 設 課 長	田崎 一朗
農 林 水 産 課 長	川島 安人	学 校 教 育 課 長	中川 博文
町 民 福 祉 課 長	津岡 徳康	健 康 増 進 課 長	野田 初美
社 会 教 育 課 長	萩原 昭彦	環 境 水 道 課 長	浦川 豊喜
税 務 課 長	安西 勉	総務課庶務人事係長	田崎 哲次
総務課防災係長	山口 真二	財 政 課 財 政 係 長	江口 薫
財 政 課 管 財 係 長	北村美弥子	企 画 商 工 課 企 画 情 報 係 長	土橋 久昭
企 画 商 工 課 商 工 係 長	與猶 正弘	企 画 商 工 課 観 光 係 長	山口 武徳
農 林 水 産 課 農 政 係 長	片山 博文	農 林 水 産 課 林 政 係 長	田古里哲也
農 林 水 産 課 水 産 係 長	田中 正徳	学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	平石 信行
社 会 教 育 課 体 育 係 長	中溝 忠則	社 会 教 育 課 総 務 係 長	西田 一夫
環 境 水 道 課 環 境 係 長	池田 直道	町 民 福 祉 課 福 祉 係 長	森川 陽子
税 務 課 収 納 係 長	澤山 弘幸	町 民 福 祉 課 戸 籍 年 金 係 長	若芝 躍次
町 民 福 祉 課 福 祉 係 長	片山美由紀	町 民 福 祉 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	永石 貴子
健 康 増 進 課 健 康 づ くり 係 長	中尾 光宏		

以上 48 名

午前9時28分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

昨日に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまから審査に入ります。

歳入（全般）、財産調書

○決算審査特別委員長（川下武則君）

第2日目に歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。

決算書の15ページから60ページまで、及び284ページから293ページまで、行政実績報告書では17ページから31ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○税務課長（安西勉君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課長（西村正史君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いします。マスクを発言者、答弁者両方とも外しての発言をお願いしたいと思います。

質疑の前に町長いいですか。

○町長（永淵孝幸君）

実はですね、昨日の農林水産関係の予算で、一次産業が太良町の主幹産業で、少ないというお話がありました。ですから、昨日は、農業関係でも約1億ぐらいあるはずだと。というようなことを言いましたけれども、調べましたところ、1億495万5,000円。トータル

で、農林水産業の計で申しますと、町費が2億8,200万円余りの補助をしております。ですから、少ないと言われるその根拠がどこを見て言われたのかちょっと分かりませんが、いろいろですね、町費、それから事業に対する上乗せ分で2億8,000万ぐらいしておるわけです。町単だけでも約2億円しております。ですから、そこら辺は、やはり、もう少しよく調べたうえで言ってもらわんと皆さんが誤解を受けるというようなことになりますので。山口委員からそういう発言があったから申しております。そして、こういった事業については、町の単独でやってくれと。もっとしてくれんかというお話もありました。私は、職員の皆さんには、できるだけ事業が町民から要望が上がったときには、それに伴う補助金、補助事業はないのか、また交付金事業はないのか、ほかにそういった補助をしてもらう団体等もないのかというふうなことも調べて、そして、財源の確保も努めながら事業を実施するよというふうなことでお願いをしております。そして、皆さん方、職員も一生懸命になって、いろいろしてもらっておるわけですよ。そして農業関係については、特に国が政策的に進めておりますので、かなりの幅広いところに支援が届いております。しかし、その一次産業の中の水産業については、若干弱いところがあります。その辺は、国会議員の先生とか今要望を出しております。今回も3,000千万しゅんせつで上がっていますが、5,000万のうち、3,000千万はしゅんせつだけです。そういったところで水産業はしていくという状況です。そして、あわせてもう少し言わせてもらえば、そういった一次産業についてはかなりの国の支援がっておりますけれども、ほかの産業、例えばうちで言ったら旅館業、飲食業、そういったところは、全部自分のところでやっておられます。自己資金か借入れをしてね。ですから、農業関係は、少しは恵まれているというふうなことで思ってもらわんと、うちは、ほかの町に劣らんくらいの単独事業をやっておると思います。ですから、このほかの団体から小規模事業者さんからすれば、羨ましいところがあるんじゃないかと思っておりますけれども、それは、国の政策にのっとって町もあわせてやっているということですから。そこら辺は、農業さんについてはしっかりと支援をしていると思っておりますので、誤解のないようにお願いします。議員のところも大規模な花のあれをやっておられる。そういったところにも、施設をされるときには、やっぱりかなりの町でも10パーセントくらいの事業に対して補助をしているわけですから。そういったところは、少しわかったうえで言ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

今、町長の説明が終わりましたが、改めてですけど、久保委員さんがちょっと体調が悪いということで早退されましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そしたら早速始めたいと思ひます。

質疑の方、ありませんか。

○田川委員

報告書の17ページですね。町税のところの固定資産税。3億7,200万ということで、この町税の約半分を占めて、貴重な財源となっておりますけれども、この固定資産税に関しましては、近年、こういうことがよく言われています。登記簿に名前はあるけど、その所在者が確認できないと。要するに、本来ならその人に課税をして固定資産税をもらうべきなのをなかなかそれをもらえていないと。これは全国的にあるみないなんですけど、要するにずっとその登記の名前が100年くらい前の昔の人の名前だったりして、多分理由は、相続がうまく切り替え、登記がうまくいっていないということだと思わんですけれど、一説には全国で所有者が分からないという土地が大体2万あるんじゃないかと言われておりますが、平成31年度、本町においてそういうふうな所有者が分からないというような土地がどのくらいあったのか。それについてはどうでしょうか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

平成31年の待永議員の一般質問の中で、藤木課長のほうがお答えしております数字をお伝えいたしたいと思います。

筆数で言いますと約8,600筆が所有者として連絡がつかない土地として認識をしております。町全体面積でいけば12パーセントとなっております。

以上です。

○田川委員

町の全体面積で大体12パーセントぐらいが該当するんじゃないかということでしたけど、町としてそういふにならないためにどういった対策をされているのか。それはどうでしょうか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

まず、近年の死亡者につきましては、死亡届の際に、リーフレット等の勧奨と相続人代表者指定届等を出していただいて、今後登記をしていただくようにお伝えをして、今後は解消していきたいと考えております。現在のところはそういう取り組みを行っております。

以上です。

○田川委員

死亡届を出される際に登記のお願いをしているということですね。なかなか抜本的な対策はそういった地道な、ペナルティもないのですよね、活動をするしかないかなと思うんですけれど。情報として、知っておられたら教えてもらいたいんですけれど。国としてこの問題に対してどういった対策、検討をされているのかという情報でもありましたら教え

てもらいたいんですけど。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

昨年度法改正がなされまして、所有者が分からない土地で使用者がおられる土地については課税をしていいですよというふうな法律が成立をいたしております。ただ、所有者が不明であるということをつからないといけませんので、すべての相続の登記、戸籍とかを調査する必要があります。そして、それでも不明の場合については、使用者に対して課税ができるようになっておりますが、課税する前には使用者に対して通知を行い、了承を得たうえで課税するということになっております。ただ、使用者もいない土地につきましては、非常に難しい問題で、まだ国としても抜本的な解決方法は模索中であると思われま

以上でございます。

○竹下委員

同じく報告書の17ページですけれども、町民税、固定資産税、軽自動車税等ありますけれども、この未収金についてお尋ねしたいというふうに思います。町県民税の31年度末の未収金が263万円となっております。これについては、前年度よりも75万円ほど多くなっています。固定資産につきましては476万円未収金がありまして、前年度よりも30万増えております。軽自動車税につきましては54万円11万円増加しております。この未収金が増えているんですけど、どうして増えたのかその理由をお尋ねしたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

平成31年度の決算で、徴収率に関しましては若干上がっておりますが、額について増えている部分があるという御指摘をいただいております。現年度につきましては、積極的な納付をいただいているところで、若干減っている状況もありますけど、滞納繰越分についてなかなか難しい案件が多く存在しておりまして、徴収に至っていない状況があります。ちなみに滞納繰越分が平成30年度は37.9パーセントでありましたが、滞納繰越分の徴収率が24.8パーセントと31年度は下がった状況になっております。その具体的内容としましては、やっぱり生活困窮者とかそういう方が増えてこられている状況もありますし、連絡がつかないような状況も増えている状況があります。そういう状況の中で対応をしているところなんですけど、過年度についてはなかなか結び付かない状況があったかと考えております。

以上です。

○竹下委員

税収の確保につきましては、ここに書いてありますように、最大の努力と手段を持って徴収に臨んでいくというようなことなんですけど、この徴収方法について、どういう方法で徴

収されているのかお尋ねしたいと思います。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

徴収につきましては、納税通知書を発送して、納期があります。1期目の納期が6月30日までですね。それで納まらない場合は督促状を発送いたします。約1ヶ月間で納まらないことがあります。それについては、大体现年度とかは3か月後ぐらいに催告書を送って、納めてくださいという催告をやっているところであります。そういう催告書を、滞納繰越になった分をまず7月に発送を1回します。それと軽自動車税については、9月に催告を出します。それと現年度については、10月と3月、4回ぐらいの催告書を発送して納付を促しているところでございます。それと年度末に徴収を、重ねて、納めてくださいということで電話連絡等をしているところであります。過年度分の滞納につきましては、7月に催告書を発送し、差し押さえ予告等を出しまして、財産があるものについては差し押さえも実施しております。具体的には、平成31年度、給与差し押さえを1件、預貯金差し押さえを3件、国税還付金差し押さえを4件ほど実施をしております。それにつきましては、随時滞納になった方々については、財産調査及び実態調査等を行いながら未収額の削減に努めているところであります。また、平成30年度までは、佐賀県滞納整理機構というのがありまして、そこに職員を派遣して未収金対策に当たっておりましたが、平成31年度からは、県の職員の派遣を受けて町職員が対応に当たるということで県の職員を6回ほど応援を受けて実施をしております。そういう状況であります。

以上です。

○竹下委員

なかなか厳しい状況だなというふうに思いますけれども、ぜひ努力を続けていただきたいというふうに思います。

○副議長（江口孝二君）

町税についてお尋ねします。

三、四年前に私が1回質問したんですけど、特別資料としてこれがあるですね。決算特別委員会資料。この中に、未収金についてうたっております。決算書では町民税となっておりますけど、これには町・県民税で、全く比較ができません。その時も難しいですという回答をもらいましたけど。ここに町民税として金額が出ているのであれば、未収金明細書の町・県民税というは提出されると思います。それがまず1点と、この決算書の16ページ、固定資産税は、現年度が幾ら滞納分が幾らと記載されております。未収金の9ページを見てもらえば分かりますけど。一目瞭然で分かるわけですよ。その後の28ページの使用料、これは住宅の費用ですけど、これを見る場合に、未収金の13ページを見てもらえば分かると思いますけど、総額だけうたってあるわけですよ。だから現年度、滞納分と

分けることが、欄を一つ設ければできると思うわけですよ。だから私たちが見る場合に、これを見やすいように、どこが作られているか分かりませんが、これは水道関係も一緒ですもんね。だから、せっかく資料を提出してもらうのであれば、分かりやすいような、一目瞭然になるような資料を提出してほしいと思いますけど、そこら辺はどがんですかね。

○税務課長（安西 勉君）

まず1点目の町・県民税についてお答えいたします。

未収金明細の中で町・県民税で出しておる分と決算書の中で町税のみで出している分がありますが、県民税につきましては町民税と一緒に課税をして納付をしていただいているところでもあります。町・県民税につきましては、均等割と所得割が分かれております。均等割につきましては、町民税が3,500円、県民税が2,000円、あと所得割は、県民税が4割、町民税が6割というふうになっておりまして、入ってきたときにその割合で振り分けて、県民税が幾ら町民税が幾らというふうに計算をして県のほうに県民税を納めている状況であります。そういう状況の中で、各年ごとにこれを分けるとなりますと端数まで出てきまして、端数の調整が、決算書の数字と違ってくる可能性が出てきますので、年度まとめて振り分けて、この帳票には、決算書の中では表示をしているところでもあります。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

私が言いよつとは、前回、三、四年前もそういうふうなことで難しいと、いうことであって、ここに金額が、町民税でうとうてあります。これがあるのならこれをもとにして資料ができるはずと思うんですよ。今のシステムの何かを変えれば、手計算でせろと私は言いよりません。だからできるかできないか、そこを聞きたいです。これは意味のなかわけよ。全然合わんところをどこから見つけてくつか、できないわけですよ。だから前向きに考えてもろうて、できるかできないか。ここで結論は出んかもしれんばってん、そこら辺は検討してほしいかと思うわけですよ。なぜ言うかといえば、この中に、給食費ていうのが入ってあるもんね。給食費て本来なかはずですよ。でもそういうところもやっぱり、太良町からよそに出た人が、籍を移してそれでも学校に来てるて。その人たちは払わないかと。そういところもこれにはうとうてあるわけですよ。そこまできれいにし出してあつとに、一番肝腎要のところは三、四年前に、でもあるそん時の係長さんは、江口さんできますよという回答を私はもろうとります。名前はあえて言いませんけど。だからできるものならばしてください。それと次のとは誰が答えるのかな。

○税務課長（安西 勉君）

未収金明細につきましては、その案分率を掛けて出すことは、この決算の時にあわせて作することは可能かと思われまますので、今後検討をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○会計課長（山崎浩二君）

お答えいたします。

決算書については会計課のほうで作成しております。様式については、ほかの自治体との絡みもありますので、調査をいたしまして、できるものは変更したいと考えております。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

ほかの自治体とかなんとかね、3月の議会やったですかね、私が何で人件費、職員の数ば分かっとなじやっかて言うのに、よその自治体を見てから、よそがそういうふうにしてますからていう、今年の3月だったと思いますけど、何で新入社員が入るとに分からんとか数ば入れてなかとかという質問ばした時も、よその自治体を見てしますという返答やった。今も一緒、これはよそに見せんばいかん資料ね。私が先ほど言うたでしょ。一欄増やせば一目瞭然で見えはせんですかて。だから、町税分は固定資産税とかなんとかはきれいに入っとるわけですよ。だから一目瞭然に合わせられるわけですたい。でも使用料のところになれば、総額しか入っとらんわけですよ。どっかに統一をしてもらわんと、見るもんは、何でこりゃこっちゃかい、まちごうてなかつかいという詮索をせにやいかんけんで。何でよその市町村のことを考慮せにやいかんとか。これは太良町独自のもんじゃなかつたか。まずそっから聞かせてください。

○会計課長（山崎浩二君）

回答いたします。

4月から会計課に配置になりまして、何年か前にこの決算書の中身の変更というか追加というかそういう財産のところでは備品とかの決算書について、備考のところ、この備品はどの課か分かるようにしてほしいということがありまして、その時が、ここでしますよということではなくて、ほかのところの市町とかの兼ね合いもありますので調べてできるものはやりたいと思いますということでの回答であったと思います。結果的には要望どおり載せることになったと思います。それがありますので、先ほどの回答の時には、確認のためによその市町とも確認をして、私個人的にはできるとじゃなかなかなとは思いますが、そちらのほうを確認をして、できるものはやっていきたいと考えております。

○副議長（江口孝二君）

そしたら、確認をしてよそがしよらんやったけんしませんで、そういう返事で私は受け取っていいわけですかね。てことは、これは私が言っていることは、一欄、もしでけんであったら、そこの中のまいっちょ横しばいっちょ引いて上下分ければなんのことなかはずですよ。3月の職員数のところで聞いたところに、それもあいしますとかいうことであって、次の年度はどのようにして出てくるか楽しみにしとっとですけどね。時間外について

も各課に分けてくださいという。だから、太良町独自でしよつとであれば、よそんとを参考にする必要があっても、決めるものは太良町で決めるべきものじゃなかかなと思うわけですよ。だからよそはしよりませんだからしませんていうことは理由にならないと思いますので。だからあと一欄増やすか、もしでけんだつたらその部分を分けて、現年度分、滞納分に分けてもらえば、その数字がここに出てきとるけんですよ。もしそれがでけんだつたら、一発でぽんてもう出してもろうたが対照しやすかわけですよ。そいじゃなかつきは、もうそいがでけんとなれば、ぎゃんた廃止しんしゃい。そいが一番よかて思います。

○副町長（毎原哲也君）

今江口議員さんのおっしゃってることは分かります。善処をさせていただきます。

○松崎委員

今未収金の云々でこうなってますけれど、まず時効はあるんですかこれは。こんな単純なことを聞いて申し訳ないけど。時効があるんですか。

○税務課長（安西 勉君）

町税についてですかね。

○松崎委員

いや、ここの未収金全体で、税金はありませんとか、例えば……の分の健康保険関係についてはありますとか。答えの仕方は自分なりに。

○税務課長（安西 勉君）

町税につきましては、時効5年というのがあります。ほかに要件がいろいろありまして、3年で消滅することもあります、基本5年であります。税についてはですね。

○松崎委員

そうすると、5年ていうと、もう時効にかかっているものもありますよねここに。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

時効の途中でいろんな手法がありまして、分納誓約とかした場合にはそこからまた5年というふうな法的なものがあります。納期限からいきなり5年じゃなくて、滞納になった分についてはそこからいろんな手法をして、5年が3年先にいろんな手法で納めてもらったりしたらそこから5年また発生するということが法的にありますので、5年過ぎとるからすぐ時効じゃなくて、時効がまた延びるといふ法的な制度があります。

以上です。

○松崎委員

だから、それは時効の中断をやった場合には法的にそれなりに延長されることは分かるんで、町としてどういうふうな回収方法、例えば思いつきで言いますと、私が金を払わなかった、保険料と税金を。そうした場合に、督促は1年後にやるのか。一つのマニュアル

的に一つのあれを町としてあるのかどうか。県の指導に基づいて。それで、2年後には、例えば内容証明で出すのか。3年目になると、例えば時効に、5年とすると3年目ぐらいで手を打たなきゃいけないから。そういうふうな法的な裏付けに基づいた手続きを町としてしっかりマニュアルで作ってあるのかどうかなんですよ。だから、それでだめな場合には、それなりのだめな場合には落とさなきゃいけない、ここの帳簿から落とさなきゃいけないじゃないですか。だから、その手続きを今単純に1年とか3年とか言いましたけれども、そういうなのを作っというて、あなたたちも結局それ専門でやるわけやないですから。だから、もうある一定の線でどうしても自己破産した人はもうボツにしなきゃいかんじゃないか。だから、そういうことがきちっと町として条例で決められるもんなのか。法律上決められないものなのか。例えば健康保険なんかは、思いつきで言いますよ、3年払わなければもう使えませんか、1年払わなければ健康保険は使えませんかというふうなことが条例で決められるのかどうなのかも含めて、私なんかは全く素人だからその辺知らないから。あといろんな問題で、所得制限がよく、法制関係ですが、所得制限かかってんじゃないですか。だから、その辺のものを含めて、何かの機会にきちっとした形で町報に載せるとか、書面でみんなに周知徹底するとか、その辺のことをやってもらいたいなど。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

まず町税につきましては、納期限を過ぎて納付がない場合については、督促を、納期限過ぎ二十日以内に発送しております。それでも納まらない場合は、催告書を出しております。それで1年ぐらい過ぎて納まらないというときであれば、財産調査、本人との面会とかもして、それでも納まらない場合は財産調査等を行いながら、納める能力がある人については差し押さえ等を行い、町税に充当しているところであります。そういう流れできております。それと、国保税を納められない方については、分納の形で納めていただいて、短期証を発行するなりして、納税に結びつくようなやり方を、マニュアル化じゃないですけど、庁内の取り組みとして行っているところであります。

以上です。

○松崎委員

差し押さえしたことはあるんですか。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

まず、給与差し押さえ等も行っております。それと預貯金等の差し押さえ、平成31年度、給与を1件、預貯金を3件、所得税還付金を4件ほど平成31年度は実施しております。それと、過去のことで、土地を差し押さえいたしまして、公売にかけて税に充てたこともあります。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

これをもちまして、一般会計の審査を終了しました。見落としの点もあろうかと思imasので、時間を限定して総括の審議に入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

執行部の皆さんにお願いします。先ほど江口議員さんも言いしやっただばってん、この決算審査は、来年度にいかにか町民さんのためによりよいことをするといいですか、町民さんのためになることを予算づけをしてもらいたいといいですか、そのためにいろいろ委員の皆さんに注文してもらったり、いろいろしておりますんで、耳の痛いところもかゆいところもあるかもしれませんが、前向きに捉えて答えを出してもらえるようお願いして始めたいと思います。

それでは答弁漏れの分を。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

昨日発言いたしました内容について修正をさせていただきたいと思imas。

行政実績報告書の41ページで、真ん中あたりのところに結婚祝金という項目がございます。その結婚祝金につきまして、結婚祝金をもらったカップルがどれだけ転出したのかという御質問がありまして、その中で、私、94件中26件が転出したと申し上げましたけれども、誤っておりました。94件中20件が転出で、3件が離婚、1件が別居、あと2件が数え間違いでございました。

以上でございます。

○学校教育課長（中川博文君）

昨日の久保委員さんの御質問で、行政実績65ページ、一番上の表の小中学校学級編成状

況で教職員数が去年よりかなり増えているんじゃないかということで御質問をいただき、精査しましたところ、大変申し訳ございませんけども、この数字には、今年に限って非常勤職員とかが入っておりましたので、小学校のほうを37名、中学校のほうを29名、合計の66名ということで訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

総括質疑

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ありがとうございます。

それでは、総括質疑に入りたいと思ひます。

質疑の方はありませんか。

○西田委員

30ページの諸収入というところを見ていただきたいと思ひます。指定管理者収益配分金の中で、たらふく館が244万円という形になっております。年間あそこは4億5,000万ぐらい売り上げ上がっているんですね。えらい少ないけど、どういった関係でしょうか。

○企画商工課（西村芳幸君）

お答えします。

おっしゃるとおり、総売り上げは31年度実績で申し上げますと4億7,632万6,000円程度となりますけど、当然それに係る費用というのがございます。その経常費用になりますが、4億7,015万8,000円かかっております。それと法人税等が127万1,000円になります。この経常収益4億7,632万6,000円から先ほど申しました経常費用の4億7,015万8,000円並びに法人税等127万1,000円を差し引いて、差額489万7,000円に対する2分の1ということで収益配分金を算定しているところでございます。

以上でございます。

○西田委員

これたらふく館というのはNPOだからそういうふうな仕組みになっているわけですか。

○企画商工課（西村芳幸君）

お答えします。

NPO法人だからということではございません。全て企業の会計としてこういう計上をされてるところでございます。

以上でございます。

○西田委員

続きまして、漁師の館ですね、これ大体3年契約という形で当時町中さんがされていましたけれども、あまりにも年間60万というのが、月にしたら5万円ということで少ないんじゃないですかね。どうですかね。

○企画商工課（西村芳幸君）

お答えします。

この漁師の館につきましても、経常収益のほうは31年度実績で5,605万4,000円ございます。その収益から経常費用で5,497万6,000円と法人税として25万9,000円、差し引いて、実際の収益が81万9,000円となっております。この収益の2分の1を収益配分金として計算しておるんですけど、下限額として、最低限の収益配分金を定めておりますので、その下限額60万ということで設定しておりますので、今回60万円の収益配分金をいただいているところでございます。

以上でございます。

○西田委員

しおまねきの後にタララボというのができておりますけども、あそこのほうの収益金はどういふうなことになるんでしょうか。

○企画商工課（西村芳幸君）

お答えします。

タララボの収益の資料は持ち合わせておりませんが、一般質問の中でもありましたように、まだ試験製造の段階で、ネット販売は若干行われていますが、そうまで収益が上がっておりませんので、当然タララボについては、このようなたらふく館、漁師の館のような契約でもございませんので、収益配分金等もないところでございます。

以上でございます。

○西田委員

タララボについては約3年間という見通しで一応契約されとったと思いますけども、まだまだ軌道に乗っていないのが事実だと思います。今後ともよろしく指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○山口委員

冒頭に町長のほうから一次産業に対して、農業系には力を入れている、漁業系についてはもう少し頑張りたいということで言っていたので、安心をしています。ちょっと訂正をしたいのが、私が昨日聞いたのは、国とか県とかに連動しない投資ですかね、町から出ているお金がどれくらいかというところでやりとりをさせてもらったわけですけども、例えば国とか県とか全部含めて、町から2億強のお金が出ているというのは、何をもって

多いか少ないかというの、どういった判断をするか。私が個人的に判断している理由は、その町の農業に活気があるか、みんなもうけているか、そこに後継者がいるか、農地は荒れてないか、そういうところが町として農業に対して十分な投資を行っているかという判断基準になると思います。実際ふるさと納税で10億、11億、景気がいい話ですよ、で3割、で農家はその3億円分の収益を得ています。ふるさと納税がどんだけ伸びてもですね。私一緒にその辺で何か話をしてたんですけど、私には関係ないと、全く所得が伸びないと、そういう人が大半です。なので、そういった方々に対して、どういうふうに町として方針とか現状をもって町として盛り上げていくかというところで、従事している方が一番多い農業に対して町としてどういう思いでやっていくかというのを次年度の予算を作るときにぜひ私は期待をしたいなと思います。私が判断の基準にしているのは、本当に町で売り上げが上がっていて、農地が耕されている、そういうことだと思って、よろしくお願ひします。

○町長（永淵孝幸君）

町の単独事業には2億円近く使っていますよ。さっき冒頭言うたごとね。ですから、その中には、例えば荒廃せんごと、農地基盤整備事業とかそういったところには8割ほどの助成をしております。それからイノシン関係もせつかく野菜か作ってもやられているという話ですから、防護柵とか何かの助成をしております。そういったことで、精一杯の支援はしているつもりです。ほかの市町と比べてもそうは私は劣ってはいないと。だからそういった例えばこういったところの助成が欲しいとかいうところがあれば、担当のほうにでも来ていただければ、それが補助事業に国庫とか県費とかないのか、なくてどうしてもやはりしてやらんと農業者も困られるとかそういったところがあれば、それはまた町の単費を組んでね。しかし、町単費組んでも、8割も幾らもというのは基盤整備事業だけは今やっていますけれども、全てにおいてはそこまでいかんわけですよ。ですから、例えば100万かかる事業に50万しかない。んにゃ50万ぐらいはしいきらんとか、こがん話になると思うんですよ。しかし私が言ったとは、ほかの産業については、100万そのものが自分たちがさっさんまんわけですよ。自己資金で。だから農業はほかの産業に比べれば恵まれているというふうなことを冒頭に言うたわけですよ。ですから、そういった例えばこういう事業が欲しいとか、こういったところにほかの事業がないから支援してくれんのですかということがあれば、昨日も申し上げましたけれども、担当のほうに来て、何かないですかとかいう話をしてくださいというのを申し上げております。それから、ふるさと納税の話も私も、結構作っておられる方に話をします。しかし、自分は系統、例えばJAに出しているからどうしても個人でふるさと納税に出すのはちょっとだめやもんねというようなことを言われます。しかし、その少しでもよかけんでけんかいというようなことで相談をしておりますけれども、系統的にそういうJAから締め付けがあるのかないのか分かり

ませんけれども、そういった話もされております。本当は、私は、いろいろ事業をされている農業者の方に、ふるさと納税で出さんねて。もう限定でよかとよ、二、三品でん10品でんよかて。そこに幾らなっとん入ってくっじゃなかねて。というようなことは、そりゃ担当ももちろん話しておると思います。しかしそこは、事業者さんに我々が言っても、出してもらえんとば、いいや出せさというわけにはいかんとですから、そこは各農家の方含めて事業者の方に判断してもらう必要があるのかなと思っているところです。

○山口委員

農家はその補助金とかたくさんもらっている、国の支援も手厚い、もちろんそれは事実としてあると思います。その育てた作物が雨が降ったり台風が来たりして、パーになる可能性もある。そこで、目の前の作物が、愛情を持って育てている人がたくさんいるというのも知っというてほしいなと思います。もちろん御存じだと思うんですけども。町内で外からお金を持ってきている産業というのは一次産業ですよ。もちろん旅館を含めた観光業、あと建設業ですか。で町外にどういってお金が出ていっているかという、もちろん電気代とかそういうのも含めているんですけども、介護とか福祉、そのお金は相当町外に出ていっています。あともう一つ食料費です。食べるものっていうのは、実は太良町内ではあんまり供給していないです。町民8,700人、600人いて、1食200円使っているとすると、年間20億です。例えばそういう町外に出ていっているお金を町内でちゃんと循環させる、町内の経済を循環させることが重要だとこの前申し上げてましたけど、そういうところに対して、農業の施策というか、せめて現状の調査をするとか、どうやったら町の中でお金が回るかというのを今後本当にここにいる人だけじゃなくてみんなで考えないといけないと思うんですけど、そういうことも含めて検討する必要があると私は思います。よろしくをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

委員言われるように、町内で、地産地消じゃないですけども、そういったものは、町内で利用できるものは利用してもらおうと。ですから、例えば飲食店あたりの方も、町内にあるのは極力町内で買ってくださいと言っておりますけども、やはりそこでは、相手も仕入れる金と出の比較がありますので、一概に、じゃあ太良の産物を全て購入するということはそれは不可能でしょ。ですから、そういったところはお互いやはり共有して、関係者が、もっとやっぱりJA含めて、ほかの生産者、たらふく館あたりにも足を運んで飲食店あたりも行かれる方もいると聞いております。そういったことで、やはり安くはないとできないと。タララボじゃないですけど、甘酒を作るにしても、太良の米を買おうでしたぎに採算の合わんけんが断念した。ですから、そういったことでやはり、太良で循環させるには、全ての方が、消費者も太良で、食べ物もまた太良でとか、そういった形でやっていかないとかなとかなと。それで今回コロナでした支援策ですね、町内で泊まってとか、町内に使

ってもらおう商品券ですね、そういったものを町内にしたとはそういったことですよ。そういったことの思いがあって、極力やはり町内を利用してもらわんざいかんというようなことでやったわけですから。今後は皆さん方と一緒にあって、そこら辺は我々執行部ばかり考えたってあれですから、委員さん方もいい意見があったとすれば、提案をしていただければと思います。

○竹下委員

報告書の20ページの地方交付税についてお尋ねしたいというふうに思います。地方交付税と臨時財政対策債を合わせてみますと3年間で1億以上の減少になっております。この区分の中に普通交付税と特別交付税と臨時財政対策債がありますけれども、この区分の内容の説明をしていただきたいと思います。

○財政課財政係長（江口 薫君）

地方交付税について御説明いたします。

まず普通交付税でございますけれども、普通交付税については、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額について交付をされるものでございます。それで31年度につきましては、約1千万、前年度より増加をしておるところでございます。

特別交付税につきましては、普通交付税において措置をされない税について、特別な財政需要に対して交付をされるものでございます。これについては3千万の減となっております。この特別交付税の3千万の減につきましては、要因としましては、30年度、太良病院においてMRIの導入がありまして、それがなくなったものが1つと。もう1点は、この特別交付税の算定の中に、耐震に対する費用が措置ができるようになっておりまして、30年度、自然休養村管理センターの国庫の耐震補強工事をしたものがありまして、それがなくなったというのが減額の大きなものだと思っております。

最後に臨時財政対策債でございますけれども、これについては3,100万円程度減となっております。この臨時財政対策債につきましては、国のほうで配分をされますけれども、平成31年度につきましては、国のほうで地方交付税の原資をできる限り確保されたということで、この臨時財政対策債は地方債になりますけれども、その確保できる可能額を大幅に縮減した関係でこの3千万円が減額になっているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

災害と超勤と含めてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今回、豪雨と台風というようなことで、避難された方々が四、五百人おられたというようなことを聞いておりますけれども、結構今回は宣伝が効いて、非常にこういうことですが、そういう避難された方が多く来られたということですけど、そういう折に、多くの職員の方がそれに能力を使われたということで感謝しておりますけれども。そういう職

員の対応あたりも軽減するために、旅館あたりとかそういう場所に避難をしていただくというような状況を作れば、なかなか畳じゃなかったりとかなんとかいろいろ今回もコロナ対策とか密にならないような対策とか非常にこう手間暇がかかるような状況ですけれども、その超勤、それに対する費用あたりがどのくらいかかったのか。そして実質的に何人くらい避難されたのか。その辺も含めて担当課分かったら教えてください。

○総務課長（田中照海君）

お答えいたします。

7月豪雨の避難所運営でございますけども、7月6日から14日までで、一般質問でも質問されておりましたが、最高で268名の方が、6日から8日までが268名避難所に避難されておまして、9日から12日までが70名、13日から14日までが14名の方避難をされております。この間に避難所運営ということで、職員の配置延べ人数が87名を職員配置しております。これ補正予算に組みさせていただいたんですが、7月分の時間外手当という予算をこの87名分、約百万円時間外勤務で支出することになるということで、今回の補正予算にその分まで含めたところで補正予算額、時間外勤務手当1千万ということで予算計上させていただいておりますが、7月だけで約百万円経費がかかっております。あと今後の災害調査等々でその時間外を含めたところでの1千万ということで補正予算は組んでおります。

今回の台風10号でございますけども、事前のアナウンスといいますか、避難の準備が報道されておまして、一番最高の避難者、避難の方が、避難所4箇所でございますが、438名の方が避難をされておるとということで、これについても、この職員数についてはちょっと数字は把握しておりませんが、この分についてもまた8月でございますので、また次の時間外が発生するというので、いずれにしても、委員おっしゃる避難所の運営について、避難された方の例えばアンケートとかとって、もう少し避難所運営についての要求とかとれば率直に対処できるんですけども、そこまでが至っておりませんで、前回の7月豪雨の時に避難所運営についての職員の対応について職員からアンケートをとって、こんな反省点があるとか、こうしとった方がいいというようなまとめておまして、今後の運営に反映させていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

聞かれたとおりに、2回に分けて多くの避難民の方が結構出られたというようなことで、職員さんも七、八十名ずつ対応するてなことで、大変苦慮されたと思いますけれども、その辺の軽減措置として、そういう町長もこう、よそのあいも一緒ですけれども、ホテルとか旅館とかいろんな場所に、そこがいいか悪いかは別として、今旅館あたりもコロナ対策をしたりとか、密にならんごとしたりとかいうこともやっておりますので、その辺で、時

間外もせんでいうような状況で、その辺の部分をそういうところに振り分けていけば、幾らか職員さんも楽になるていうかな、そういうともあるし。その辺も、旅館あたりと、コロナ対策あたりも、職員さんが来て、ある程度こうしたらいいですよとか、密にならないように場所も含めてそういう対応をしたらどうかなというなことで。役場の職員さんたちのためにも、旅館がためになっかどうかは別として、そういう対応をすれば、大分時間外も職員の負担も軽くなつとじゃなかかなと思っておりますので。そういう政策あたりも、太良町独自に考えて、旅館組合と協定あたりを結んだいなんかしながら、例えば一人当たり500円とか1,000円とか、金は別としてそういう状況を作って町民にPRしたいなんかしたらどうかなという考えをしておりますけれども。その辺については、町長を含めてどの考えですか。

○町長（永淵孝幸君）

これは一般質問で待永議員から避難所についてお話があった時に、そういう旅館とかホテルとかそういうところを利用したらどうですかという話もありましたので、そこは、実は私のほうでも話はしておったわけです。ですから、その災害の状況に応じてでしょうけれども、そういったところに対応していただければ、職員もみえられる時の時間帯、例えば8時くらいまでおって、あとはもう帰って、あとは旅館の方にお願ひしますというな形でもいいのかなとか、そういうこといろいろ考えておりました。ですから、今議長言われるように、今後はそういった組合、飲食店組合あたりも、例えばひさごさんあたり大きな会場、結婚式場みたいな、川の側じゃありますけれども高いところをもっておられ……そういったところと協議をして、今後はそういったところも避難所として利用させていただければという思いがありますので、組合あたりと十分協議をさせていただきたいと、このように思っております。そういったところも避難所に充てていきたいと。

○議長（坂口久信君）

今回、これは避難所の、避難した人たちの人員ですけども、今回の台風の折には、道越、竹崎ですか、その辺な、私のところは大了ことはなかったけど、結構多くの方が避難されたと聞いております。まあ建物は崩れはせんけんですね。そしてまあ畳であつたりとか。そういう状況で、こういう所じゃなくしてやっぱり畳のあつたりとか、個室は別としてね、そういう今もある個室で、家族連れで別て、そりゃ別料金で旅館あたりも取ったいなんかしよると思ひますけれども。それじゃなくして、広間なら広間によか人たちはあんまり密にならんような状況を作って、そがんだ浦辺り大抵避難があつたていうなことを聞いとりますので。その辺な、そいこそいっだん避難所でいろいろもめごとは職員さんたちは遭わんとがよかろうけんがさ。いっだんそがんところに、ある程度金も、そがん時間外も結構要りよごたっけんですよ。その分を充てていけば、いっだん喜ばれてよかつじゃなかかなという気もしますので、ぜひそいは検討していただければと思ひます。よろしく。

○町長（永淵孝幸君）

確かに今議長言われるように、職員も本当に夜中朝までとか対応しておりますので、夜中の対応はそうまでないかもしれませんが、やはり寝とくわけにはいかんというようなことで、対応し、翌日は平常業務に入っているというなことで、かなりの疲弊をしています。そういったことで、避難された方も板の間において痛かったという声も聞いとります。ですから、そういう所に痛くないような対策をという話も実は私も避難所を回った時に言われました。しかしそういったところになんやかんやしよっとよいか、今言われるように旅館あたりに行けば畳の部屋があり、じゅうたんの所があったりとかいろいろありますので。早速そこは検討を行いますので、終わってから、副町長に早くそういったところの対応をしてもらうように話はしております。そういうことで対応させていただければと思います。

○副議長（江口孝二君）

今議長のほうから今回の災害に対して話があったけんついでに、ついでにていう言い方はいかんばってんが、今回の災害で一番、一般質問もありましたけど、多良川が一番被害を受けました。その河口、多良川の河口、今土砂が10,000立米堆積しております。今回の補正の、あした、あさって言うべきものかもしれんばってんが、その10,000立米たまってそのままほったらかし、まあ船が回る、ある程度ちょこちょこつとはしてもらいましたけど。今回の補正にも一切上がとらんごた、470万上がっていますけど、これ別のことだろうと思いますから。だから、そこは町の管轄です。県のほうにも確認をしましたけど。費用として3,000万ぐらいかかるていう、私ちょっと見積もりばしてもらったんですけど。それで今の格好では、泥を अच्छ やったいこっちやったいして、そういう状況ですよ。だから、海岸線のどこかに持ち出して、浚渫を。今見てもらえば分かりますけど、川ていうとは上から下さん流るっばってん、多良川の河口でうっとまるごた格好ですよ。そしてましてやあそこは海中鳥居があって、結構お客さんが増えとります。見た人が、あそこ海中道路を歩いていかれますので、その状況が一目瞭然で分かると思います。川であって川の格好をしておりません。だから、その1年、2年でできる話じゃないと思いますけど、県のほうにも相談をしてもらって、今回入とらんですけど、来年度の工事でもぜひお願いをしたいと思います。てことは、先ほど話が出よったですけど、この予算書を見れば、農業には物すごく予算を組んであります。個人的にもですね。でも、ほかの件も、町長も言われましたけど、漁業者は特に、商工会のほうも少なかと思えますけど、漁業者は特に、個人的な補助はありません。だから、人数はずっと減ってはおりますけど、やっぱりそこは考慮をしてもらって、来年度でもいいですから、とにかく浚渫する、出すということで、基本に入れもらって。見てもらえばよか、私昨日からずっと見よっですけど、そこ泥ば取いらすばってん、浚渫しよらすばってん、ひっきゃとめ沖さん持って行きよらすですよ。

昨日からずっと見よつとですけど。だから、そいをまた荒れればまた上がってくつとです
たい。同じ状況ですよ。だから、外の所に出すとていうことを前提に、ぜひ組んでほしい
と思います。これは私の要望です。回答はいりません。

○農林水産課長（川島安人君）

実際江口議員さんが言いしやっつたように、球場の所から非常に土砂が堆積して、最低限
の土砂の取り除きを、船が回る程度は何とかしました。しかしながら、そういうふうな
10,000立米ほどというふうな話でございますので、これについては調査をいたしまして、
県とも協議をして、できるだけ補助にのるような形では研究をさせていただきたいと思
います。

以上でございます。

○副議長（江口孝二君）

今県と話し合うということばってん、ぜひ、あそこは佐賀県の第一の遺産になつとるけ
んですよ、景観も悪かど。お客さんがこいだけ増えてですね。そこら辺も、知事は物すご
宣伝してもらいよっけんですよ。そこら辺も言うてもろて、なるだけ県のほうから補助ば
もらえるように、せめて半分なつとん、1,500万なつとんもらうごと課長の力でよろしく
お願いします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

できれば江口議員さんも同席してもらって一緒に話をしてもらえば、より一層確実性が
あるかなと思うんで。よろしく頼みます。

ほかにないでしょうか。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので採決いたします。

議案第63号 平成31年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案ど
おり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第63号 平成31年度太良町一般会計歳入歳出決算
の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、決算認定案件の審査を終了いたします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

お諮りします。

委員長報告のまとめについては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されたいと思います。

委員各位には3日間にわたり、終始慎重な御審議いただきありがとうございました。最後に町長の御挨拶として、子供達に夢のある話をよろしく願いいたします。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんお疲れさまでございました。

冒頭委員長から話がありました。この決算委員会は、いろいろ委員さん方の思いを次の予算にあてていくということでございます。今回お聞きしました案件につきましては、いろいろ検討事項が多くて、副町長もメモするのに大変だったというようなことっておりますけれども、そういった提案については、やはりいろいろ協議をしながら、先ほど来、山口委員からもありましたこれは大きな問題ですけれどもそういった農業問題も含めて、太良町の活性化を図るためには、今の農業ではだめだと。それはもう私たちが十分分かっておるわけです。ですからそこら辺も含めて、何かいい……がないか、また委員さん方からもそういったところにこういったものをやればどうかとかというご提案をいただきながら、町民の皆さんの健康と幸福度を上げるために御協力いただきますことをお願いいたします。簡単ですけど私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 川 下 武 則